食品の安全を確保する社会システムづくりの取り組み

90年代、環境汚染の影響や新しい技術の応用など、消費者の食品の安全に対する不安感は増していました。加えて、大手乳業メーカーの食中毒事件、日本初のBSE（牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病）感染牛の発見、食品偽装事件など、消費者の信頼を失わせる事件が相次ぎ、食品の安全を確保する社会システムの構築が消費者運動の大きな課題となりました。

6月、「BSE問題に関する調査検討委員会」（厚生労働省及び農林水産省）は「今後の食品安全行政のあり方について」をまとめましたが、取りまとめにあたっては消費者委員が積極的な役割を果たし、その後の食品安全基本法の制定と食品安全委員会設置への道筋ができました。

全国消団連では、4月に食品の安全を確保するための法律制定と新しい行政組織の構築にあたって基本とすべき考え方として、「リスク分析手法」の導入を関係閣僚会議に要請しました。

2003年6月には食品安全基本法が制定され、内閣府に食品安全委員会が設置されるとともに、食品衛生法の改正により「食品の安全性の確保」や「国民の健康保護」が目的に加わりました。

全国消団連のあゆみ

- 2月　学習会「標準化における消費者政策のあり方」
- 3月　シンポジウム「BSEの問題点を通して今後の食品安全行政を考える」
- 6月　集会「検証、消費者契約法」
- 7月　全国消団連PLオンブズ会議が PL法改正案を提言
- 8月　第1回日独消費者フォーラム
- 11月　第41回全国消費者大会

社会の動き

- 1月　雪印食品の牛肉偽装、内部告発により発覚
- 3月　全農チキンフーズの鶏肉産地偽装
- 5月　中国産輸入ホウレンソウから禁止農薬検出
- 6月　大学入学辞退者が入学金返還を求め提訴
- 8月　住民基本台帳ネットワークスタート
  日本ハムの牛肉偽装・隠蔽発覚
- 10月　敷金返還集団訴訟
- 12月　NPO法改正（活動分野「消費者の保護を図る活動」が含まれる）

COLUMN

BSEが契機となった食品安全行政の改革

1997年～2002年
全国消団連事務局長
日和佐信子

食品安全基本法が制定されるまで、食品安全行政の根拠となっていたのは主に食品衛生法だった。戦後の食料難の時代、不正規流通（闇市）・不衛生な食品を取り締まるためにできた法律である。以後、食品製造技術の発展、流通の広域化、流通事業者の全国展開、潤沢になった食品と食生活の変化など食をめぐる状況の変化に、法律を改正しながら対応してきた。1995年、食品規格の国際基準への整合化を計るために抜本的な改正が行なわれた。全国消団連は日生協と共同して8項目の要求をかかげて活動を展開したが、法の目的を「食品の安全の確保」「健康の向上・増進」とすること、消費者の参画など基本となる重要な課題は見送られた。「食品の安全」が、時代遅れの法律を根拠としている事態を改革することは消費者団体の長年の課題であったが、行政の壁は厚かった。

悲願と言っても良いその問題が解決に向って進展したのは、「BSE問題に関する調査検討委員会報告」であった。消費者委員として執筆した「今後の食品安全行政のあり方」に基づいて食品安全基本法が制定され食品安全委員会が設置された。主張し続けてきた消費者団体の提言をこの報告書に書き込むことができ、実現したのだった。

リスク分析
（わが国における食品安全行政の場合）

（食品安全委員会ホームページより）

リスク評価（科学的評価）
食品安全委員会

食品中に含まれるハザードを摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価する

例：農薬の安全性評価
一日摂取量（○○mg/kg体重/日）の設定など

リスク管理（政策決定・実施）
厚生労働省、農林水産省など

リスク評価結果を踏まえて、措置の実施可能性や費用対便益などを考慮しながら、食品によるリスクを低減するための行政措置を行う

例：農薬の残留基準の設定
野菜の残留基準（○○mg/kg以下）など

リスクコミュニケーション（リスクに関する情報および意見の相互交換）

リスク分析の全過程において、関係者間で情報および意見を相互に交換すること

例：意見交換会の開催、意見募集の実施